平成２３年（フ）第４７号
高知県須崎市浦ノ内塩間103番地
債務者　正木　哲生
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第５２号
高知県高岡郡佐川町乙1849番地１　富士見団地、住民票上の住所高知県高岡郡佐川町乙1849番地１
債務者　小田　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第３４５号
福岡県小郡市上西鯵坂238番地３
債務者　遠藤恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３７号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤631番地２　コスモハイツ前田203号
債務者　梶原　祐大
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
佐賀県鳥栖市元町1309番地１　市営元町アパート２－５
債務者　鶴田　龍成
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五1551番地２
債務者　篠原　千奈
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目９番２―303号　コーポ山内
債務者　照屋　みな
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９２号
宮城県刈田郡七ヶ宿町字横川７番地１
債務者　河上　賀一（旧姓長江）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第９５９号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目11番19―305号
債務者　藤田　圭子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１号
徳島県阿南市那賀川町中島1750番地８
債務者　米崎　伸二
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第７２号
愛媛県宇和島市伊吹町甲42番地１　船田ハイツ206号室
債務者　森川　博幸
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７４号
愛媛県宇和島市寄松甲699番地１　野間屋住宅
債務者　玉田　春子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第５５１号
高知市玉水町60―１リバーサイド206、住民票上の住所高知市長浜2845番地１　改住33号
債務者　谷田　米子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７８７号
北九州市八幡西区森下町22番３号　有田マンション302号
債務者　二股紀緒子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９４５号
北九州市小倉南区徳力団地94番305号
債務者　谷村真由美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９６０号
北九州市戸畑区中原西２丁目16番７―303号
債務者　荒木　貴之
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９６９号
北九州市小倉北区大門２丁目３番13―201号
債務者　石川　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部